平成２８年（フ）第１４１０号
横浜市金沢区能見台６丁目２番地５　サングレイスヒルズ能見台201号
破産者　丸山　賢治
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５号
富山県氷見市十二町4322番地744
破産者　久保　謙二
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第１３１号
京都市南区上鳥羽苗代町２番地　レッドボールコート上鳥羽202号室
破産者　丸山　　誠
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第３４３号
岐阜県各務原市各務おがせ町５丁目82番地（シャンポールおがせ202号室）、開始決定時の住所岐阜県関市迫間台１丁目９番７号
破産者　渡辺　吉泰
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２７０号
岐阜市東興町57番地１　（アリーチェ岐阜705号室）
破産者　ＳＯＮＩＣ　ＢＯＯＭこと　藥師　一真
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２号
静岡県富士宮市東町13番16号
破産者　池田　　豊
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第８２６号
名古屋市天白区鴻の巣１丁目1806番地　ハイツ平山　203号
破産者　余田　彩香（旧姓木村）
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２９号
愛知県津島市瑠璃小路町１丁目42番地
破産者　あずま屋ことカラオケ喫茶遊夢こと　東　　勝正
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５３１号
大阪市西区本田２丁目３番17―311号、前住所大阪市福島区野田５丁目16番２―402号
破産者　河本　克己
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７５４号
大阪市北区天満３丁目８番６―805号
破産者　大𠮷　　昂
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８１７号
大阪府東大阪市若江本町４丁目９番13号、前住所大阪府八尾市高砂町３丁目７番地
破産者　手塚　和彦
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９８５号
大阪市住之江区西住之江３丁目７番19号
破産者　笹部　善孝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３７７号
大阪府八尾市太田６丁目88番地
破産者　豊田　玉栄（旧姓坂本）
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６７８号
大阪府吹田市青山台１丁目３番Ｃ61―204号
破産者　折島　政和
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８５７号
大阪府枚方市楠葉並木２丁目６番１号
破産者　松波　邦豪
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３７９号
兵庫県尼崎市長洲中通３丁目17番31―303号、開始決定時の住所堺市中区大野芝町312番地３
破産者　藤澤　陽司
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０２号
大阪府高石市加茂３丁目２番２―103号、開始決定時の住所大阪府高石市綾園６丁目22番28号
破産者　深澤　幹治
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４９３号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目１番13号、前住所大阪府大阪狭山市池尻北２丁目18番６号
破産者　長澤　幸一
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５９６号
大阪府羽曳野市恵我之荘４丁目４番16号
破産者　手しごと家くること　及川　　勝
1　決定年月日　平成28年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係